

**「南砺市ふるさと納税等を活用した補助金 企業版ふるさと納税活用事業」**  
**補助事業者 募集要領**

**1. 事業概要**

本補助金は、官民連携によるまちづくり推進し、企業版ふるさと納税を活用した資金調達に取り組み、地域経済の活性化及び地域課題の解決を目的として、地域活性化に資する事業（以下「補助事業」という。）で、公益性のある事業でかつ下記「2. 補助対象となる事業」に該当する事業（営利目的の事業を除く。）を下記の流れで補助します。

- ①第2次南砺市総合計画に基づく地域活性化を目的とした事業を実施する事業者事業（以下「補助事業者」という。）を本要領にしたがって公募します。
- ②応募いただいた提案について、庁内審査委員会の審査・選定のうえ採択します。
- ③市ホームページ等への掲載を通じ、庁内審査委員会の審査・選定により採択された個々の事業（以下「採択事業」という。）に対して、企業版ふるさと納税の募集を行います。
- ④企業版ふるさと納税が、採択事業の実施に必要な額として補助事業者自らが設定した金額（以下「補助最低額」という。）に達した場合、採択事業に対して補助金交付決定を行い、補助事業を開始・実施いただきます。
- ⑤補助事業完了後、補助金交付決定金額の範囲内かつ完了時点までに集まった企業版ふるさと納税の金額を上限として、補助事業者に補助金を交付します。

(※) 寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与（以下「利益供与」することは、法令より禁じられております。利益供与に該当する部分の事業が実施できない、又は、利益供与に該当する寄附金が受け付けられない可能性があるため、提案の実現性及び当該利益供与について、下記 HP にて十分に理解のうえご応募ください。

[https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyous\\_furusato.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyous_furusato.html)

**2. 補助対象となる事業**

第2次南砺市総合計画（南砺市まち・ひと・しごと創生総合戦略）の推進に関する事業。

・項目（政策）

- (1) 妊娠・出産・子育て支援
- (2) こどもたちの教育・学び・成長
- (3) 若者のパートナー・仲間づくりを応援
- (4) 市民の健康増進、スポーツへの参加促進
- (5) 医療、介護及び福祉分野の担い手の確保及び育成
- (6) 多様性の推進やジェンダーギャップを解消
- (7) 若者に選ばれる魅力あふれる地域づくり（しごと・働き方・移住定住）
- (8) 誰もが暮らしを楽しめる生活環境の充実（公共交通・小規模事業者支援）

- (9)地域の活力を支える産業の発展（商工業・観光業・農林業支援）事業
- (10)南砺の暮らしへの誇り・愛着の醸成（シビックプライド）
- (11)みんなが参加しともに取り組むまちづくり（市民のまちづくりへの参画、多様な主体が関わるまちづくり、地域課題の解決）
- (12)内外に向けた効果的な魅力の発信（シティプロモーション）

#### ※補助対象外事業

- (1) 政治、宗教又は選挙活動にかかわるもの
- (2) 国、地方公共団体その他の機関から助成を受けているもの
- (3) 施設、設備等を設置する事業であって、土地所有者等の関係者の承諾を得られていない事業（当該関係者の承諾を得られる見込みがある事業を除く。）
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反すると市長が認めるもの
- (5) 過去の補助事業を含め市が実施する他の補助事業に該当するもの
- (6) 補助事業の総額が500万円に満たない事業
- (7) その他、南砺市長（以下「市長」という。）（以下「市長」という。）が補助事業とすることが適当でないことを認め、市長が補助事業とすることが適当でないことを認める事業

#### <注意事項>

- ・ 補助事業に係る企業版ふるさと納税の寄附金額が補助事業者自らが設定設定した補助最低額に達した場合、事業を実施する義務を負います。
- ・ 本補助事業の対象となる事業が他の補助事業等の対象となっている場合に、補助対象経費が異なる場合は、本補助金の補助対象経費とすることができます。
- ・ 補助対象事業は、補助金の交付決定をした年度内に完了しなければなりません。ただし、市議会等の審議を経た場合は、この限りではありません。
- ・ 提案する事業期間については、最長3ヵ年度としますが、補助金は、年度ごとの申請となります。

### 3.企業版ふるさと納税の公募企業版ふるさと納税の公募

市は、採択事業について、市ホームページへの掲載等を通じて、企業版ふるさと納税による寄附の公募を行います。

公募に応じた寄附者は、南砺市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書及び企業版ふるさと納税に係る採択事業の指定等届（様式第3号）を提出し、充当すべき採択事業を指定するものとします。また、採択事業に以下のいずれかの事由が生じた場合は、採択事業以外の事業に当該企業版ふるさと納税が充当されることを寄附者に承諾していただきます。

なお、採択事業者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭

和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に規定する関係会社をいう。)に当たる寄附者から、企業版ふるさと納税による寄附を受けることはできません。また、利益供与に該当する場合も同様に寄附を受け付けることはできません。

- ①採択事業者が倒産、解散その他社会情勢の変化等により事業を実施できない事情が生じたとき。
- ②企業版ふるさと納税の寄附金額が補助最低額まで達しなかったとき。
- ③事業の完了後に事業費が企業版ふるさと納税の寄附額まで達しなかったとき。
- ④その他特別な事情により市長が採択事業を実施すべきでないと判断したとき。
- ⑤当該補助に関する議案が南砺市議会で議決されなかったとき。

#### 4.応募資格

法人格をもつ団体

#### 5.補助金の額及び補助率

採択事業に対する企業版ふるさと納税の寄附額が補助最低額に達し、議会で当該採択事業に対する補助の予算の議決がされた場合、補助対象経費の額(その額が当該補助対象経費に係る補助対象事業への企業版ふるさと納税があった額を超えるときは、当該企業版ふるさと納税があった額)を予算の範囲内で交付します。

##### <注意事項>

- ①補助対象経費は、交付決定時に補助事業を実施するために真に必要となる経費として決定した経費に限ります。事業途中における変更は、所定の様式による申請とその決定がない場合、対象外となります。
- ②売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約に当たっては、合理的かつやむを得ないと認められる事情がある場合を除き、当該補助事業への寄附者(関係会社を含む)を契約の相手方にするにはできません。
- ③必要な経費に関する費用については、調達先が限定される場合等を除いて、原則、複数社以上の入札・見積合わせが必要です。複数社の見積が証憑類にて確認できない経費は、対象外経費となる場合があります。
- ④必要な経費については、申請・審査が必要となります。申請いただいた場合も、審査によって対象外になる場合があります。
- ⑤原則、交付決定日以降(応募日や申請日ではありません)に発注し、支払済である経費のみが対象となります。発注書、納品書、領収書等の証憑類で日付け等を確認します。
- ⑥補助金で取得、または効用の増加した財産取得財産等を当該資産の処分制限期間内に処

分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は、担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について市長の承認を受けなければなりません。処分する際には、補助金の返還が必要となります。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況を調査することがあります。

## 6. 補助対象経費として計上できない経費

- (1) 交際費
- (2) 慶弔費
- (3) 親睦会費
- (4) 福利厚生費
- (5) 租税公課
- (6) 減価償却費
- (7) 寄附金
- (8) 適正な時価でない額で取引又は計上される経費
- (9) 国、県その他の地方公共団体から受ける他の補助金の対象となる経費
- (10) その他補助対象経費とすることが適当でないと認められる経費

## 7. 応募方法・スケジュール

応募受付期間 令和7年7月以降、随時受付

応募書類・申請書等は、下記の市HPからダウンロードし、必要な事項を記載のうえ下記の添付書類を添えて、電子メール・持参又は郵送にて提出してください。

(URL)

### 【様式第1号】

- ・事業提案書
- ・事業提案計画書
- ・概算事業費調書

### 【添付書類】

- ・事業概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・市税等納付状況確認同意書
- ・団体等の事業概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・法人登記簿謄本の写しはそれに準ずる書類
- ・定款の写し又はそれに準ずる書類

<注意事項>

- ・必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・事業提案に係る一切の費用は提案事業者の負担となります。
- ・提出書類は返却しませんのであらかじめご了承ください。

## 8. 応募書類の提出先

email : seisakusuishinka@city.nanto.lg.jp

※メールの件名を「企業版ふるさと納税活用事業 申請書」としてください。

郵送 〒939-1692

富山県南砺市荒木1550

南砺市政策推進課 企業版ふるさと納税活用事業 担当

※応募書類は返却いたしません。

## 9. 審査・採択について

### (1).審査方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査等を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。下記(2)に定める審査基準で採点し、合計点数の6割以上を獲得した者を採択します。

なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けません。

### (2).審査基準

別紙のとおり

### (3).審査結果の決定及び通知

当該申請者に対し審査結果を通知します。

### <注意事項>

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②審査の公平性を害する行為があった場合
- ③提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明を行わなかった場合
- ④提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- ⑤募集要領に記載する事項に違反した場合
- ⑥その他事業者として適当でないと市長が認める場合

## 10. 補助金の採択・申請・決定

事業提案書を受理し、市が発出する事業採択・不採択決定通知書により通知する補助事業としての採否を通知します。採択決定通知書の通知をもって、企業版ふるさと納税の募集を開始し、寄附の額が必要最低補助額に達したときまたは確定したときに寄附額内定通知書をもって寄附の額を通知します。この寄附額内定通知をもって、補助金交付申請書を提出していただき、補助金交付決定通知書により事業の交付決定を通知します。

### **1 1. 補助金の確定方法・支払い**

事業終了後、補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として、領収証等の審  
類調査等を行い、支払額を確定します。必要に応じて現地調査を行う可能性があります。

なお、補助金の支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要し  
たと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにし  
た帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格  
に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますので  
ご注意ください。

### **1 2. 補助金額の支払い時期**

補助金の支払いは、原則、事業終了後の精算払となります。

### **1 3. その他の注意点**

本要領の他、補助金交付要綱をよくご理解の上、補助金受給に関する全ての手続きを適正に  
行っていただくようお願いします。

別紙 審査基準

評価基準	視点
総合計画への寄与	・事業の目的・内容が明確であり、第2次南砺市総合計画の政策の課題解決・今後の方針に合致しているか。
	・総合計画に掲載されている指標やKPIの向上に資する内容か。
公益性	・地域課題の解決や地域の活性化・魅力づくりに寄与するか。
	・地域資源の活用（人・物・文化など）・循環につながるか。
	・事業は申請者やその関係者等の利益に限定されることなく、地域全体にとって有益なものであるか。
継続性	・事業を継続的に支える中心人物や組織が存在するか。
	・事業が地域住民の支持や共感を得ているか。
	・事業が一度きりではなく、継続性や発展性が見込まれるか。
発信性	・本市や地域全体の魅力発信につながるか。
	・寄附募集に向けて効果的な広報活動やアイデアについて考えられているか。
実現可能性	・事業計画に見合った人員体制の整備など、申請者が主体的に取り組むための体制を整えているか。
	・予算額の積算根拠が明確であり、事業内容に対して、予算規模が適正であるか
共感性	・寄附者の共感や賛同を得て、関係を構築していくための工夫がされているか。
新規性・独創性	・事業実施にあたり、事業効果を高める工夫が見られたり、新しい視点からのアイデアが盛り込まれた事業となっているか。